

# 栃木県高根沢町への移住・就職で 移住支援金を支給します！

世帯 100 万円

単身 60 万



東京 23 区に在住している  
方

または

東京圏※に在住し、東京  
23 区への通勤をしている方

(詳しくは裏面へ)

※東京圏：東京都、埼玉県、  
千葉県、神奈川県

高根沢町へ移住



「WORK WORK とちぎ」の  
移住支援金対象求人に  
新規就業



気軽に相談♪



問合せ先

高根沢町企画課

電話番号：028-675-8102

メール：keiei@town.takanezawa.tochigi.jp

## ○ 対象者及び要件 ○

### 1. 東京 23 区内に在住していた方、又は東京圏から東京 23 区内に通勤していた方

- ・東京 23 区内に在住とは、高根沢町に住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、かつ住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと。
- ・東京圏から東京 23 区内に通勤とは、高根沢町に住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、かつ住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京圏内に在住し東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、通勤の期間については住民票を移す 3 ヶ月前までの当該 1 年の起算点とします。)
- ・東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域のことをいいます。

### 2. 以下の事項を全て満たして移住した方

- (1) 栃木県移住支援事業実施要綱が施行された(平成 31 年 4 月 23 日)以降に町に転入したること。
- (2) 申請時において、町に転入後 3 ヶ月以上 1 年以内であること。
- (3) 町に申請日から 5 年以上継続して居住する意思を有していること。

### 3. 以下の内容で就職した方、又は以下に掲げる起業を行った方

#### 対象となる就職について

1. 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
2. 栃木県等の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載している求人であること。
3. 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
4. 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 ヶ月以上在職していること。
5. 企業情報掲載サイトに上記 2 の求人が移住支援事業の対象として掲載された日以降に上記法人に応募したこと。
6. 就業した企業等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有している事。
7. 転勤、出向、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

#### 対象となる企業について

1. 栃木県が行う「とちぎまるごと創業プロデュース事業」に係る「地域課題解決型創業支援補助金」の交付決定を受けていること。なお、移住支援金の申請は、地域課題解決型創業支援補助金の交付決定から 1 年以内に行うこと。

